

事 務 連 絡
令和2年10月26日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

令和2年度ふぐ包丁師試験合格者への注意事項について

当協会の事業運営につきましては日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課から次のとおり事務連絡がありましたので、貴組合員並びに従業員に該当する方から照会等ありましたら、ご案内いただきますようお願いいたします。

令和2年10月19日付け神奈川県生活衛生課 事務連絡 概要

- ・ 従来、神奈川県ではふぐ包丁師免許取得者は、食品衛生責任者になることができたが、食品衛生法改正により、令和3年6月1日以降にふぐ包丁師免許を取得したものは、食品衛生責任者になることができなくなる。

そのため、令和2年度ふぐ包丁師試験合格者が食品衛生責任者になるには、令和3年5月中にふぐ包丁師名簿への登録が必要となる等の注意事項を当該合格者に配布することとした。

令和2年度ふぐ包丁師試験合格者の皆様へ

1 令和3年6月1日以降にふぐ包丁師免許を取得した場合、食品衛生責任者になれません。お早めに免許申請を行ってください。

従来、神奈川県では、ふぐ包丁師免許取得者は食品衛生責任者になることができましたが、食品衛生法の改正により、令和3年6月1日以降にふぐ包丁師免許を取得した場合、ふぐ包丁師免許取得者が食品衛生責任者になることはできなくなります。

食品衛生責任者となるには、5月中にふぐ包丁師名簿への登録が必要となります（試験に合格しただけでは免許取得者ではありません。）ので、余裕をもって免許申請を行ってください。

※免許申請からふぐ包丁師名簿に登録されるまで、1か月程度かかる場合があります。

(参考)

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（抜粋）

第5条 免許は、ふぐ包丁師名簿に登録することによって行う

なお、ふぐ包丁師免許を取得した時期が令和3年6月1日以降であっても、次に該当する方は食品衛生責任者になることができます。

- 調理師、製菓衛生師、栄養士等の有資格者
- 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会（食品衛生責任者養成講習会等）を受講した者

2 神奈川県以外においてふぐ包丁師免許で食品衛生責任者になる場合は、令和3年6月以降、神奈川県が発行する証明書等が必要となる場合があります。

令和3年6月1日より前にふぐ包丁師免許を取得した方であっても、令和3年6月以降、神奈川県以外においてふぐ包丁師免許で食品衛生責任者になる場合は、神奈川県が発行する証明書等が必要となる場合があります。

詳細については、営業施設を管轄する保健所等へお問い合わせください。

問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部

生活衛生課食品衛生グループ

電話 045-210-4940